

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成27年6月1日発行

平成27年 第2号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

資源物の持ち去りはダメ!!

市では平成23年4月に「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」の一部改正を行い、持ち去り行為の禁止と違反者への罰則規定を設けました。しかし、市民の皆さんから「ごみ集積所から資源物を持ち去る者がいる」「持ち去り行為者の車がスピードを出して危ない」「集積

所でごみ出しを待ち構えていて不安に感じる」などの声が寄せられています。

これまでも、禁止看板の設置や、市職員による早朝・深夜のパトロールにより、持ち去り行為の防止に務めてきましたが、ごみ一時集積所からの資源物持ち去りが後を絶ちません。



資源物を持ち去る車



集積所に出た資源物

持ち去りとは…

市または市が委託する業者以外の者が、ごみ一時集積所から資源物を収集することです。津市の委託業者の車両は必ず「津市委託」の表示があります。



津市委託車両



市職員が使用するパトロール車

警察と連携し
取り締まり中

持ち去り禁止の資源物

新聞、雑誌、ペットボトル、衣類・布類、飲料用紙パック、ダンボール、金属、びん

条例に違反し、収集・運搬をした人に対しては、禁止命令を出すことができます。この禁止命令に違反した人は20万円以下の罰金が科されます。

これからも警察と連携してパトロールを行い、厳しく取り締まられていきます。持ち去り行為を見かけた場合は環境政策課または各総合支所地域振興課までお知らせください。

禁止命令に違反した人は20万円以下の罰金